

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	障害者福祉事業について	関係項目	障害者福祉事業
調 整 の 内 容	1. 法律、国の制度、県の制度等に基づくものは、現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 現在、1町しか実施していない事業（補助事業、単独事業問わず）については、合併時まで調整を図る。 3. 障害者計画の策定については、新市において速やかに策定委員会を設け、新たに策定する。		

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
障害者福祉事業					
・ 障害者計画	名 称 障害者ふれあいプラン 策定期間 平成12年3月	名 称 あいかわノーマライゼーション プラン 策定期間 平成9年12月	名 称 森吉町障害者計画 策定期間 平成10年3月	名 称 あに障害者計画 策定期間 平成10年3月	新市において、速やかに策定委員会を設け、新たに策定する。
・ 障害者バス乗車券 交付事業	事業内容 重度身体障害者(児)及び介護人が路線バスを利用する場合に回数券を交付 交付額 2,000円(回数券) 実績 延人数 108名	該当なし	該当なし	該当なし	<u>福祉タクシー事業への移行により、障害者バス乗車券交付事業は、合併時に廃止する。</u>
・ 障害者施設通所 助成事業	該当なし	対象者 法人等が独自事業として施設の入所を認めた障害者家庭 助成額 施設利用者負担の1/2 実績 延人数 4名	該当なし	該当なし	<u>合川町の例により、合併時に統一して実施する。</u>

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	障害者福祉事業について	関係項目	障害者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・ 障害者住宅整備 資金貸付事業	対象者 身障手帳 1級～4級 療育手帳「A」(知的障害) (身障・知的とも児童含む) 貸付金額 150万円を限度 据置期間 1年以内 償還期間 据置期間経過後 9年以内 償還方法 元利金等による 年賦償還 貸付利率 財政融資資金、簡保積立金、そ の他借入資金の利率のいずれ か低い利率を適用	対象者 身障者、心身障害者と同居する 親族で居室の増改築や改造が 必要で自力の整備が困難な者 貸付金額 150万円を限度 据置期間 2年以内 償還期間 据置期間経過後 8年以内 償還方法 元利金等による 年賦償還 貸付利率 年3%又は政府資金の貸付に 充てるために起した地方債の 利率	対象者 身障手帳 1級・2級 療育手帳「A」(知的障害) (身障・知的とも児童含む) 貸付金額 150万円を限度 据置期間 2年以内 償還期間 据置期間経過後 8年以内 償還方法 元利金等による 年賦償還 貸付利率 財政融資資金、簡保積立金、 その他別に定める利率	該当なし	鷹巣町の例により、合併時に 統一を図る。
・ 福祉タクシー事業	該当なし	該当なし	該当なし	対象者 身障手帳 1級～3級 療育手帳「A」(知的障害) (身障・知的とも児童含む) 事業内容 利用券年間1人6枚交付 (1枚につきタクシーの基本 料金相当額) 実績 延人数 52名	<u>阿仁町の例により、合併時に 統一して実施する。</u> <u>鷹巣町で実施の「障害者バス 乗車券交付事業」はこの事業 に対応する。</u>

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	障害者福祉事業について	関係項目	障害者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・身体障害者外出 支援サービス事業	該当なし	該当なし	該当なし	対象者 65歳未満の身障者で、公共交通機関の利用が困難な者 実施内容 医療機関への外出支援 運広範囲 近隣市町村まで 利用者負担(片道) ・町内 1回 200円 ・森吉町 1回 480円 ・鷹巣町 1回 800円 ・大館管内 1回 1,120円 実施機関(委託) 社会福祉法人あに福祉会 実績 延人数 429名(片道)	<u>阿仁町の例を基本に、制度を再編して合併時に実施する。ただし、対象者以外の事業内容は高齢者福祉事業の「外出支援サービス事業」の方針と統一を図る。</u>
・酸素濃縮器利用者 電気料助成事業	対象者 呼吸器機能障害、心臓機能障害者で医師の診断により在宅酸素療法を必要とする者 実施内容 酸素濃縮器の使用に係る電気料の一部を助成 助成額 1ヶ月あたりの推定電気料の1/2相当額 実績 47名	該当なし	該当なし	該当なし	<u>鷹巣町の例を基本に、合併時までに調整を図る。</u>

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	障害者福祉事業について	関係項目	障害児通園事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
障害児通園事業	施設名 もろびこども園 設 置 鷹巣町 事業内容 障害児の日常生活に必要な 指導及び訓練 対象児童 鷹巣町に在住する障害児童 入所児童数 21名 その他 支援費制度による「児童デイ サービス指定事業所」	施設名 サポートハウス杉の子園 設 置 合川町 事業内容 障害児の日常生活に必要な 指導及び訓練 対象児童 合川町、森吉町、阿仁町、上小 阿仁村に在住する障害児童 入所児童数 2名 その他 支援費制度による「児童デイ サービス指定事業所」	合川町設置の「サポートハウス 杉の子園」に参加 入所児童数 4名	合川町設置の「サポートハウス 杉の子園」に参加 入所児童数 なし	現行のとおり新市に引き継 ぐ。
・障害児童等 就学助成事業	該当なし	対象者 特殊学校(盲学校、聾学校、養 護学校ほかこれに準ずる施設) に就学する児童をもつ保護者 又は扶養者 実施内容 完全就学のための助成金支給 助成額 児童1人 3,000円以内 (月額) 見込み 対象人数なし	該当なし	該当なし	<u>合併時に廃止し、新市におい て必要に応じて制度を策定し 実施する。</u>